
沖縄特区・地域税制等活用促進事業

専門嘱託員(専門コーディネーター)募集要項

公益財団法人沖縄県産業振興公社

公益財団法人沖縄県産業振興公社（以下、「公社」という）では、沖縄県内の中小企業等の経営支援や沖縄県の産業振興施策を補完する支援機関として、様々な事業を実施しています。

公社では、沖縄県からの委託を受け、「沖縄特区・地域税制等活用促進事業」を実施しており、当事業では、沖縄振興特別措置法に基づく特区・地域制度について、県内外企業の制度活用を促進し、本県産業の振興を図ることを目的として「沖縄特区・地域税制ワンストップ相談窓口」を設置しています。同窓口では、制度の普及啓発を行うとともに、制度に関する相談対応、また県知事認定の申請を行う企業に対し、申請書の作成支援を行っています。

今回、同窓口において、制度の普及啓発、相談対応、申請書の作成支援等を行う、専門嘱託員を募集します。

1. 募集人員（職名）

- 1) 専門嘱託員（専門コーディネーター） 1名

2. 採用方法、任期、業務内容等

1) 採用方法

公社の嘱託員として採用

2) 任期

令和7年10月1日（応相談） ～ 令和8年3月31日

※雇用期間は単年度に限ります。ただし、本事業の実施期間中、業務評価等を実施し、その評価に応じて雇用契約を更新する場合があります。

※最長雇用期間は5年です。また、これまで公社に5年在籍した経験がある方でも、直前の雇用期間終了日から6か月以上の期間が空いている場合は、再度応募が可能です。

3) 業務内容

- ①特区・地域制度（※）に関する相談窓口業務
- ②特区・地域制度に関する申請書類の作成支援、県担当窓口との連携
- ③特区・地域制度の普及啓発、制度説明会等の開催
- ④その他、当事業に関すること。

以上の業務について、プロジェクトチーム（5名程度）で対応していただきます。

※「特区・地域制度」とは、沖縄振興特別措置法に基づく沖縄の特区・地域制度のことであり、「観光地形成促進地域」、「情報通信産業振興地域及び特別地区」、「産業イノベーション促進地域」、「国際物流拠点産業集積地域」、「経済金融活性化特別地区」、「離島の旅館業に係る

特例措置」のことを指します。特区・地域制度の詳細については、「沖縄特区・地域税制ワンストップ窓口」HP：<https://zei-tokku.okinawa/>をご確認ください。

4) 期待する能力、専門性

- ①沖縄特区・地域制度に関する知識があること。知識がなくても習得する意欲があり、同制度に関する相談業務が行えること。
- ②沖縄特区・地域制度の周知と対象企業の掘り起こしに意欲があること。
- ③当事業の目的を理解し、他の職員と協力して事業を実施できること。
- ④事業を効果的に実施するため、関係機関や事業者等との調整能力やコミュニケーション能力を有すること。
- ⑤PC（ワード、エクセル、メール等）、インターネットを活用した業務の処理能力を有すること。
- ⑥税理士や税理士を目指すもの、または、企業会計に関する知識（財務分析、法人税等）を有しているとなおよい。

5) 応募資格（下記の全ての要件を満たすもの）

- ①4年制大学卒業以上。但し、当公社が、職歴等により「2. 採用方法、任期、業務内容等の4) 期待する能力、専門性」に記載されている高い専門的な能力を有する者と認めるときは、その限りではありません。（その内容を職務経歴書に具体的に記載すること。）
 - ②普通自動車運転免許（AT車限定可）を有し、自ら運転できる者。
- ※以下に該当する方は応募を受け付けないものとする
禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの人

3. 雇用条件

- 1) 身 分 嘱託員
- 2) 報 酬 勤務日1日あたり : 17,000円
通 勤 手 当 : あり (2km以上。公社規程による)
時間外勤務手当 : 原則、勤務時間内で業務を進めて頂きますが、
発生した場合は支給
- 3) 勤務日数 月20日以内 ※原則、平日週5日勤務
- 4) 勤務時間 午前8時30分～午後5時15分
- 5) 勤務地 (公財)沖縄県産業振興公社 事務所内
(所在地: 那覇市小禄1831番地1 沖縄産業支援センター4階)
- 6) 休 日 土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12/29～1/3)、慰霊の日
- 7) 休 暇 年次有給休暇及び年次有給休暇以外の有給休暇等(公社規程による)
- 8) 社会保険等 社会保険、雇用保険等を適用する。
- 9) その他 その他の雇用条件については、公社就業規則を準用する。

4. 選考方法

- 1) 第1次審査(書類審査)
提出書類により書類審査を行い、その通過者に対して面接日時を連絡します。

2) 第2次審査（面接審査）

書類審査の通過者に対し、公社内の嘱託員選考委員会において面接審査を行い、その可否の結果を通知します。

※上記いずれの審査結果においても、問い合わせには応じられません。

5. 応募方法と期間

1) 応募書類の提出

下記の書類を封書にて送付または持参して下さい。また、封書の表書きには、「沖縄特区・地域税制等活用促進事業 専門嘱託員 応募書類在中」と明記願います。

なお、応募の際に提出いただいた書類は返却できませんので、ご了承下さい。

①応募申込書（様式1）

※様式1は公社HPからダウンロードして下さい。

② 履歴書（写真貼付すること）

③ 職務経歴書（様式自由）

④ レポート

「県内事業者への沖縄特区・地域制度の効果的な周知方法とその活用について」

（様式は自由とするが、A4縦・横書き1枚に収めること）

※履歴書等に記載されている保有資格がある場合は、それを証明する写しをご提出下さい。

※兼業又は通学している方は、以下について、様式1及び履歴書等に記載して下さい。

（今後予定している方も含みます。）

・業務内容又は学科内容

・従事形態又は通学形態（月何日等）

2) 応募締切

令和7年9月10日（水）17時（必着） ※郵送においても必着。

※上記の締切日以前でも、応募者があり採用が決まった場合は、募集を終了する場合があります。

3) 面接予定日

令和7年9月17日（水）

※変更になる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

6. 申し込み・問い合わせ先

応募書類の提出や業務内容、雇用条件等についてご質問がありましたら、下記担当までお問合せください。

〒901-0152 沖縄県那覇市小禄1831番地1 沖縄産業支援センター4F
公益財団法人沖縄県産業振興公社 経営支援部 事業支援課 仲嶺、照屋
電話 098-859-6236